

福岡市公共事業再評価等監視委員会運営要領

1. 目的

この運営要領は、福岡市公共事業再評価等監視委員会要綱（平成11年1月19日施行。以下「委員会要綱」という）第10条に基づき、福岡市公共事業再評価等監視委員会（以下「委員会」という）の審議方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

2. 委員会の運営に関する事項

(1) 会議の開催

会議の開催は、市長の要請により、委員長が招集する。

(2) 会議の成立条件

会議は、委員会の委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

(3) 外部からの意見聴取

委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(4) 会議の進行

会議の進行は、委員長が行う。

(5) 会議の記録

事務局は、会議の議事内容とりまとめた議事録を作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

(6) 意見

委員長は、対応方針（案）に対する審議の結果をとりまとめ、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見を述べることとする。

事務局は、意見が述べられた場合は、その内容を議事録に記録する。

3. 審議対象事業の抽出に関する事項

委員会は、事務局が作成した再評価を実施する事業の一覧表に基づき、各事業をとりまく社会状況等を勘案して、審議対象とする事業を抽出する。

4. 審議過程の透明性の確保に関する事項

(1) 会議の公開

会議運営の透明性を確保するため、会議は原則公開とし、会議の議事録を公表する。

(2) 傍聴の取扱い

会議は原則公開とし、傍聴することができる。ただし、委員長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないことができる。

①傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。

②委員長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(3) 会議に提出した資料等の公表

議事録の公表にあわせ、会議に提出した資料等について公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でないものと事務局が判断する資料等については、委員会の了解を得て公表しないものとする。

(4) 会議録等の公表の時期

議事録及び会議に提出した資料等の公表は、会議終了後、対応方針が決定された後、事務局により、速やかに行う。

5. その他委員会を運営する上で必要となる事項

(1) この運営要領に定めのない事項及びこの運営要領の変更は、委員会で審議し、決定する。

(2) 委員は、委員会要綱第2条の事務に関して、自己又は親族の利害に関係ある議事に加わることができない。

この場合、委員は議事に先立ってその旨事務局に申し出なければならない。

(3) 本運営要領は、平成11年1月19日から施行する。

本運営要領は、平成19年11月27日に改正し、施行する。

本運営要領は、平成25年9月19日に改正し、施行する。

本運営要領は、令和5年8月1日に改正し、施行する。